

**屋久島町第三期まち・ひと・しごと創生総合戦略
及び第三期人口ビジョン策定支援業務
仕様書**

1 業務の名称

屋久島町第三期まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第三期人口ビジョン策定支援業務

2 業務の趣旨

(1)人口ビジョン策定

令和6年度において、「屋久島町第二期人口ビジョン」(以下「現行人口ビジョン」という。)が令和2年の策定から5年が経過することから、国の調査等による数値変動や情勢の変化、本町の実情に応じた数値の見直しを行い、「屋久島町第三期人口ビジョン(仮称)」(以下、「次期人口ビジョン」という。)を策定する。

(2)屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定

「屋久島町第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、「現行総合戦略」という。)の計画期間が令和6年度に満了することから、令和7年度を初年度とする「屋久島町第三期まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)」(以下、「次期総合戦略」という。)を策定する。

3 業務の目的

次期人口ビジョン及び次期総合戦略の策定を円滑に行うため、令和6年度において、町民(こどもを含む)の意見聴取や現行総合戦略及び現行人口ビジョンの評価・総括、次期総合戦略(案)及び次期人口ビジョン(案)の作成等に係る支援を委託することを目的とする。

次期人口ビジョンは、国が示す人口動態分析や将来人口の推計を勘案し、次期人口ビジョンとの整合を図る。

次期総合戦略は、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略及び第2期鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略(改訂版)を勘案し、次期総合戦略との整合を図る。

4 策定する戦略等の対象期間

(1)次期人口ビジョンの対象期間は、国の長期ビジョンを踏まえ2060年とする。

(2)次期総合戦略の対象は、5年間(令和7年度から11年度まで)とする。

5 業務の履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月28日(金)まで。

6 業務内容

業務の内容は、以下のとおりとする。

(1)現行人口ビジョン及び現行総合戦略の振り返り検証支援

現行人口ビジョンの人口動向分析や将来展望と現状の差異、現行総合戦略の具体的な取組の進捗状

況や基本目標(KGI)及び重要業績評価指標(KPI)等の達成状況について把握し、それぞれの効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証するために調査を行い、調査結果の取りまとめを行うとともに、次期人口ビジョンと次期総合戦略への反映を行うものとする。

① 調査・分析

ア 屋久島町を取巻く環境、屋久島町の現況調査分析

(ア) 社会環境の変化や時代潮流の動向等の把握・分析（将来予測を含む）

世界レベル、国内レベル、都道府県レベル、市町村レベルの社会環境や変化の潮流を把握し、次期人口ビジョン及び次期総合戦略策定に考慮すべき事項を整理すること。

(イ) 社会経済動向等のデータ収集と整理、町との関係及び町への影響調査、分析

以下の項目を満たすよう、分析・考察すること。

- ・ 人口変化が将来の地域住民の生活や地域経済、地方行政に与える影響
- ・ 雇用、都市、福祉、教育・子育ての各領域

(ウ) 屋久島町の人口、経済、産業、福祉及び教育等に関する基礎データ（国、県、町の統計データを含む）の収集・整理・分析及び人口の変化が与える影響の分析

人口動態については、総人口や年齢区分別人口、出生数、死亡数、転入数、転出数等の状況を時系列に把握・整理し、また、産業別の就業状況や雇用状況などの人口推移を把握・整理したうえで分析すること。

(エ) 各分野における屋久島町の関連計画、国や県が策定している計画やプラン等の整理と屋久島町への影響の分析

- ・ デジタル田園都市国家構想総合戦略
- ・ 第2期鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略（改訂版）
- ・ 屋久島町第二次振興計画
- ・ 屋久島町過疎地域持続的発展計画書【第4次変更】

イ 町民意識調査

(ア) 次期総合戦略策定に必要と思われる調査を実施するため、一定の分析成果が出ること。を前提に発注者と受注者とが協議の上決定する

⑦調査にあたっては、アンケート調査のみではなく、インタビューやヒアリング、ワークショップ等の適切な手法を組み合わせること。

⑧アンケート調査の実施の際は、できるだけデジタル技術を活用し、紙による郵送を避けることを検討すること。

ウ 現行人口ビジョン及び現行総合戦略の進捗状況、振り返り、成果の確認と評価等の分析

(ア) 現行人口ビジョンにおいては、社会情勢等の策定時と現況における違いを把握し、分析を実施

(イ) 現行総合戦略においては、施策の方向性ごとに施策評価シートを作成し、分析を実施

② 論点の抽出・課題整理

ア 屋久島町を取巻く環境及び屋久島町における論点を抽出

(ア) 論点とは、屋久島町の持続可能なまちづくりに貢献しうる利点、払拭すべき問題点を指す
イ 課題整理

(ア) 抽出した論点に基づく、課題の整理

課題の整理にあたっては、課題の表面的な理解に留まらぬよう、課題の構造を仮説立て、課題の真因を捉えること。ができるよう努めること。

ウ 全国的な先進事例の把握・分析

(ア) 整理した課題を解決しうる先進事例の把握と分析

(2)次期人口ビジョンの策定支援

(1)の調査を踏まえ、下記、①、②で構成する人口ビジョンの策定に係る総合的な支援を行う。

① 将来人口の推計と分析

屋久島町の将来人口を推計し、自然増減、社会増減に伴う影響について分析すること。

② 人口の将来展望

現行総合戦略の結果を踏まえ、人口減少克服に向けた現状と課題を整理・分析し、総人口や年齢区分別人口等の将来展望を行うこと。

※ 策定にあたり、重視する点

ア 目指す方向性を現行の屋久島高校にフォーカスした考え方から20代、30代の子育てや仕事において活躍する世代の増加にフォーカスした考え方に切り替えること。

イ 次期総合戦略への適切な方向性が示されること。

(3)次期総合戦略の策定支援

総合戦略の内容については、国の「デジタル田園都市国家構想基本方針」、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(令和5年12月)」に留意し、「SDGs」や「カーボンニュートラル」、「町独自の指標」も加味して策定を行うものとする。

(1)の調査を踏まえ、下記、①～④で構成する総合戦略の策定に係る総合的な支援を行う

① 基本目標の設定

課題整理の結果に基づき、重点的に扱う課題を定義した上で、屋久島町が目指す戦略的な目標を定めること。

② 基本目標を踏まえた総合的な成果指標の設定

基本目標の達成に向けて、達成要因をとらえた指標を設定する。また、指標群の中で目標達成に対して重要な成果指標をKPIとして設定する。KPI及び指標群は独立したものとして扱うのではなく、影響する関係を明らかにすること。

③ 基本目標達成に向けた施策の設定

屋久島町の関連計画等における施策を踏まえた、基本目標の達成に向けた施策を定めること。なお、各施策は施策ごとに数値目標を定めることとする。

④ 施策の達成に向けた取り組みの設定

戦略全体の評価・検証とPDCAサイクルの仕組み及び進行管理、施策単位での評価・検証とPDCAサイクルの仕組み及び進行管理を定めること。なお、戦略全体の全体最適に努め、施策単位の個別最

適に陥らないようにすること。

※ 策定にあたり、重視する点

ア 屋久島町に固有の環境や資源、文化や価値観を最大限活かすことができる戦略であること。

イ 屋久島町外との関係における課題解決を視野に含めた、町内に閉じない十分な考察をすること。

また、取組の推進にあたっては国の総合戦略で例示されているモデル地域ビジョンや重要施策分野なども参考にしつつ、屋久島町の個性や魅力を生かした地域ビジョンを次期総合戦略に記載するものとする。

(4) 次期人口ビジョン及び次期総合戦略概要版作成支援

改訂版総合戦略を分かりやすく伝える概要版を作成するものとする。なお、その際の必要な要素や整理仕方等について、必要な情報収集等を行い、構成案等を事務局に適宜校正依頼するものとする。

(5) 屋久島町総合戦略推進会議の開催支援

会議の開催にあたり必要となる資料の作成、会議への出席・資料説明、議事録の作成を行う。

(6) パブリックコメント実施支援

町ホームページや窓口等で実施するパブリックコメントの実施にあたり、わかりやすく計画内容を公表するため、概要版の作成を行う。

7 情報保護に関する措置

受注者は、本業務を履行する上で取得または保有した個人情報の漏洩対策について、個人情報管理責任者を選任しなければならない。なお、個人情報管理責任者は受注者の代表者が指名した者又は受注者の社内規定に基づき選任されたものであって、個人情報の厳格な保護の趣旨及び内容を受注者の他の従業員並びに再委託事業者等に対して周知徹底させるものとする。

個人情報管理責任者は契約の締結後、本業務に関わる従事者に対し、個人情報保護に関する指導をしなければならない。

8 資料の貸与及び返却

(1) 業務の履行期間において、業務上必要な資料で屋久島町が所有している提供可能な資料については貸与する。

(2) 受注者は、貸与された関係資料等の必要がなくなった場合、直ちに発注者に返却すること。

(3) 受注者は、守秘義務が求められる資料については複製しないこと。

9 成果物

(1) 果物の提出及び検査

受注者は、業務が完了したときは業務完了届(任意様式)を提出するとともに、成果物を提出し、発注

者の検査を受けるものとする。ただし、受注者は、履行期間途中であっても、発注者がその時点における成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、発注者の検査を受けるものとする。

(2) 成果品

以下の成果物を事務局に納品すること。

- ① 業務報告書 電子データ
- ② 次期人口ビジョン改訂版本編 電子データ
- ③ 次期総合戦略 電子データ
- ④ 次期総合戦略概要版 電子データ

※電子データはCD-R又はDVDにより直接印刷が可能な解像度の完成原稿（文章、絵画及び写真など含む。）形式で納品すること。

※A4判サイズでの印刷を想定した電子データとすること。

(3) 成果物の納期

令和7年3月28日までに納品すること。

(4) 成果品の帰属及び管理

第三者が既得している権利以外の成果品は、すべて本町に帰属し、本町が管理するものとする。また、受注者が成果品を公表しようとする場合は、あらかじめ本町の承認を得なければならないものとする。

(5) 成果品に対する責任の範囲

成果品の納品後において、受注者の責による内容などの不備又は誤謬が認められる場合は、受注者は速やかに成果品の訂正をしなければならない。また、これに要する費用は、受注者の負担とする。

10 特記事項

受注者は、本業務を遂行するにあたり、以下の内容について十分留意し、確実に履行すること。

- (1) 十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- (2) 業務を円滑に遂行するため、適宜事務局と打合せ等を行い、特に業務集中時には確実に対応できるようにすること。
- (3) 業務上で知り得た個人情報や秘密を他人に漏らすことはできない。また、業務終了後も同様とする。（再委託事業者についても同様の取り扱いとする。）

11 契約の解除

(1) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続きを要しないで、直ちに契約の全部または一部を解除することができる。

- ① 官庁から営業取り消し、停止等の処分を受けたとき
- ② 支払い停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき又は手形交換所から不渡処分を受けたとき
- ③ 破産、会社更生、特別清算、民事再生法手続き開始決定の申立があったとき
- ④ 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行の申立、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- ⑤ 解散、合併、会社分割、営業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき

⑥ 信用資力の著しい低下があったとき、又はこれに影響の及ぼす営業上の重要な変更があったとき

(2)発注者または受注者は、相手方が契約に違反し、相当の期間を定めて是正を催告しても是正しないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

12 疑義の解決

この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、受注者は発注者と十分な打合せ又は協議を行って、本業務の遂行に支障のないように努めなければならない。

13 その他事項

(1)発注者は、受注者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し、業務改善を受注者に求めることができる。

(2)本業務の履行に当っては、関係する法令、通達、発注者の条例、規則等を遵守しなければならない。

(3)本業務の打合せは、発注者、受注者の申し出により必要に応じて随時実施する。

(4)業務の遂行にあたっては、発注者と十分に協議を行い、発注者の意見や要望を取り入れながら実施すること。

(5)受注者は契約の期間において、委託業務に関するすべての資料を書面又は電磁的記録により保存し、契約の終了後、発注者の求めに応じて引き渡すこと。

14 事務局

屋久島町政策推進課企画調整係

〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

TEL：0997-43-5900 FAX：0997-43-5905

E-mail：kikaku@town.yakushima.kagoshima.jp